

群馬県空手道連盟の表彰に関する規程を次のように定める。

《優秀選手表彰規程》

〈目的〉

第1条 この規程は、本連盟代表として空手道の国際的及び全国的な大会で優れた成果を上げた個人または団体を表彰し、本県空手道及び生涯武道の振興及び競技力向上に資する。

〈表彰の対象〉

第2条 表彰は、次の各号いずれかに該当する者に対して行う。

【8位以上入賞の個人または団体】

- ① 国民体育大会・全日本選手権大会（高校・一般）
- ② 全国高校総体・全国選抜大会（高校）
- ③ 全国中学生大会・全国中学選抜大会（中学）
- ④ 全日本少年少女選手権大会・全日本少年少女選抜大会（小学）

【3位以上入賞の個人または団体】

- ① 関東空手道選手権大会（高校・一般）
- ② 全日本学生選手権・東（西）日本学生選手権・関東等学生選手権（大学）
- ③ 関東高校選手権・関東高校選抜大会（※ブロック入賞は含まない）（高校）
- ④ 関東中学生選手権（中学）
- ⑤ 関東少年少女選手権・関東プロスポ少交流大会（小学）
- ⑥ 日本マスターズ競技会・関東マスターズ
- ⑦ 全日本障がい者競技大会

【国際大会出場の個人または団体】

- ① オリンピック・世界選手権・アジア選手権（ジュニア・カデット含む）

【国際大会入賞の個人または団体】

- ① プレミアリーグ・シリーズA大会・ユースリーグ

【その他】

- ① 国体に3回出場した選手
- ② 県選手権大会（統一戦）において3回優勝した者
- ③ 上記大会（小学生から一般までの上記記載の大会）において優勝した選手の指導者
- ④ その他表彰委員会で認められた者

〈表彰を行う者〉

第3条 表彰は群馬県空手道連盟会長が行う。

〈具申の方法〉

第4条 各道場等は、表彰に該当するものがあるときは、指定された期日までに、具申書に関係書類を1部添えて、群馬県空手道連盟会長宛具申するものとする。

〈受賞者の決定〉

第5条 受賞者は、各道場からの具申に基づいて表彰委員会に付託し、理事会の承認を得て群馬県空手道連盟会長が決定する。

〈表彰の期日〉

第6条 表彰は毎年行う。

〈表彰の方法〉

第7条 表彰は、表彰状と記念品を授与して行う。

〈その他〉

第8条 この規程に定めるもののほか、優秀選手の表彰に関して必要な事項は、別に定める。

2. その他の賞については理事会で決定する。

附 則 この規程は昭和60年 4月13日 施行
平成 7年11月11日 一部改正
平成16年 4月 4日 一部改正
令和 元年 9月21日 一部改正
令和 4年 4月 1日 一部改正

《優秀選手賞表彰細則》

表彰規程によるもののほか、次のように定める。

1. 出場及び入賞の回数については、次のように定める。
 - (1) 国体・県選手権大会（統一選）において、組手・形競技に出場・優勝した場合は、国体出場2回、県選手権大会優勝2回と数える。
2. 表彰を受けた場合は、当該年度までの実績は消え、翌年度より新たに数える。
3. 表彰委員会とは常任理事会をいう。
4. その他、必要な事項は理事会で決定する。